

家主と地主

8月号

Vol.71

シェアハウス最新動向

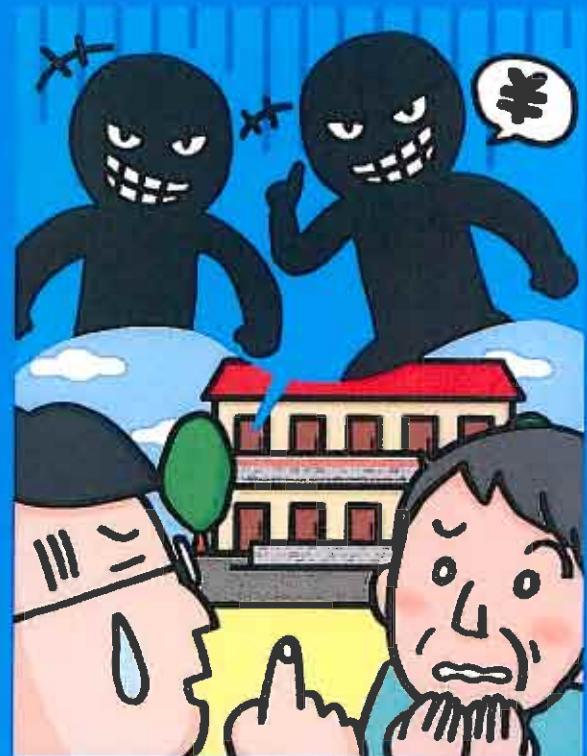
インバウンドの影響表れる

家賃滞納リスクを回避
**家賃債務保証会社の
 最新サービス**



賃貸住宅で起きた驚きの事件

知つておけば転ばぬ先の杖



業界トレンド最前線 今月のTOPICS

- ◆ 入居者の発案でイベントを開催
地域の親子が参加し交流を楽しむ
- ◆ 学生入居者を巻き込んだ地域活動
展開するNPOが借り上げ事業を開始
- ◆ 築60年超の戸建てと平屋をアトリエ付きで募集
服飾大学卒の女子4人がルームシェアで入居

賃料不払い中のテナントに対して催告・解除可能



買い受けた賃貸ビルの滞納テナントへの対応についてビルオーナー二代目のQ社長と友人の弁護士A氏が対話をしました。

買い受けた賃貸ビルの滞納テナントへの契約解除

Q社長 うちは、最近、B社から賃貸ビル1棟を買い受けました。その際、B社から、テナントのC社が4ヵ月分の賃料の滞納をしていることも聞いていましたが、立地などからそのビルを気に入つて買いました。しかし、賃料を滞納しているC社に対しでは、契約を解除したいと思っています。これって可能ですか？

A弁護士 まず確認するが、売買は決済済みかな？ 貴社への移転登記は済んでいる？ ハイ！ 売買は決済済みで、当社名義への移

Q社長 じゃあ、滞納テナントC社に対しては、B社も、うちも解除できないことになつて、とってもおかしいことになりますか？

A弁護士 そこで、貴社としては、テナントC社に対しては、賃料を催告したうえで契約解除するには、B社から未払い賃料債権を譲り受けざるを得ません。

Q社長 あつ、そういう手があつたわね。うちとしては、B社から、賃貸物件の他に、未払い賃料債権を譲り受けなければなりません。でも、賃貸人としては、未払いの賃料だからこそテナントに対してその支払いを催告するわけだから、貴社は、未払い賃料について債権者でなければなりません。従つて、当然ながら、B社から未払いの賃料債権の譲渡を受けおくことが必要となるんですよ。

A弁護士 そのとおりだ。そもそも賃貸人として、未払いの賃料だからこそテナントに対してその支払いを催告するわけだから、貴社は、未払い賃料について債権者でなければなりません。従つて、当然ながら、B社から未払いの賃料債権の譲渡を受けおくことが必要となるんですよ。でも、未払い賃料の債権者だといつても、テ

転登记は済ませています。

トCは、貴社への賃料の滞納をしていますか。

まだ月末には至らないので、うちとの関係では未払いが発生しているとは言えません。

それなら、本件は、もっぱらB社との間で発生した未払い賃料を理由とする催告・解除の話となるね。ところで貴

社は、賃貸ビルの買い受けにより賃貸人の地位をB社から承継しているが、「これをテナントC社に主張するためには、所有権の移転登記を得ている」とが要件となる

Q社長 その点は、さつきお話をした通り当社名義への移転登記は済ませています。

A弁護士 ると、貴社としては、貸人となつたことをテナントに主張して、賃料請求などができるよ。

Q社長 でも、テナントC社は、

「おたくからはまだ何

の通知もないのに、貸貸人というからには、それなりの通知をしてくれないと貸貸人とは認めない」などと音てるんです…。どうな

転登记は済ませています。最高裁昭和33年の判例でも賃貸物件の譲り受け人

は、移転登記を要げていれば、通知などしなくとも、貸貸人としての権利行使ができるとされています。

A弁護士 法律上それは通らないよ。最高裁昭和33年の判例でも賃貸物件の譲り受け人

は、移転登記を要げていれば、通知などしなくとも、貸貸人としての権利行使ができるとされています。

Q社長 それならよかつた。それは、テナントC社に対する賃料の滞納を理由として契約の解除が可能ですよね。もちろん、未払い賃料の催告を前提としての解除というのですか。

A弁護士 いや、ちょっと待った。貴社は、物件の買い受けの際に、未払い賃料の支払いを催行して契約解除できるということなんですね。

Q社長 え、そうすると未払い賃料債権は、B社のところに留まっているということなんですね。

A弁護士 トC社に対する未払い賃料債権があるのに、B社がその支払いをテナントC社に請求することはできるけど、

Q社長 まあ、そういうことだね。

Q社長 いやあ、B社は、テナントC社に対する未払い賃料債権についても、元主B社から譲渡を受けて

いるのかな？

A弁護士 いや、ちょっと待った。貴社は、物件の買い受けの際に、未払い賃料の支払いを催行して契約解除できるということなんですね。

Q社長 え、そうすると未払い賃料債権は、B社のところに留まっているということなんですね。

A弁護士 トC社に対する未払い賃料債権があるのに、B社がその支払いをテナントC社に請求することはできるけど、

Q社長 まあ、そういうことだね。

A弁護士 トC社に対する未払い賃料債権があるのに、B社がその支払いをテナントC社に請求することはできるけど、

Q社長 え、そうすると未払い賃料債権は、B社のところに留まっているということなんですね。

A弁護士 いや、ちょっと待った。貴社は、物件の買い受けの際に、未払い賃料の支払いを催行して契約解除できるということなんですね。

Q社長 え、そうすると未払い賃料債権は、B社のところに留まっているということなんですね。

A弁護士 トC社に対する未払い賃料債権があるのに、B社がその支払いをテナントC社に請求することはできるけど、

Q社長 まあ、そういうことだね。

A弁護士 トC社に対する未払い賃料債権があるのに、B社がその支払いをテナントC社に請求することはできるけど、

Q社長 え、そうすると未払い賃料債権は、B社のところに留まっているということなんですね。



飯沼総合法律事務所
（東京都中央区）
児玉 館 弁護士

Profile

東京大学法科卒業。昭和62年第一東京弁護士会に弁護士登録。飯沼総合法律事務所パートナー。
主たる業務分野は不動産取引関係の法務、企業法務、相談・遺言の法務、著作権・知的財産権の法務など。